

## 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 女子教職員の出産に際しての補助教職員の臨時的任用制度の適用範囲を拡大し、次に掲げる者についても適用対象とすること。
  - 1 国、公立の小・中・高等学校、盲・聾<sup>ろう</sup>・養護学校及び幼稚園に勤務する女子教職員のうち、政令で定める職員（第二条第二項、第三条第一項関係）
  - 2 国、公立の学校給食に係る共同調理場に勤務する女子教職員のうち、政令で定める職員（第三条第三項関係）
- 二 私立の小・中・高等学校、盲・聾<sup>ろう</sup>・養護学校及び幼稚園に勤務する女子教職員のうち、政令で定める職員が出産することとなる場合においても、臨時的任用をするように努めなければならないこととすること。（第二条第二項、第五条関係）
- 三 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。